

犯罪被害者等支援 メニューリスト

四国中央市

目 次

四国中央市の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口	1
2 経済的支援	
1. 犯罪被害者等支援金	1
2.高額療養費の支給【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	1
3.医療費の一部負担金の徴収猶予、減免【国民健康保険、 後期高齢者医療保険】	1
4.国民健康保険保険料の減免、納付	1
5.後期高齢者医療保険料の減免、納付	1
6.介護保険料の減免、納付	2
7.自立支援医療の負担軽減	2
8.国民年金の支給	2
9.市税等の減免、納付	2
10.子育てに係る負担の軽減	3
11.子育て短期支援事業	3
12.子育て世帯訪問支援事業	4
13.高等職業訓練促進給付金支援制度	4
14.生活保護	4

15.市営住宅への入居	4
16.生活福祉資金貸付制度	4
17.商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	4
18.多重債務に関する相談	4

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

1.精神保健福祉	5
2.家庭児童相談（子育て総合相談）	5
3.ひとり親等相談事業	5
4.DV相談	5
5.住所情報の保護	5
6.身体の障がい	6
7.障がい者虐待	6
8.高齢者虐待	6

支援メニューリスト（四国中央市）

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。	くらしの相談センター (市役所 1 階) TEL 0896-28-6143
--	---

2 経済的支援

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
1	犯罪被害者等支援金	犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の御遺族、又は重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金（支援金）を給付します。	くらしの相談センター (市役所 1 階) TEL 0896-28-6143
2	高額療養費の支給【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	世帯の 1 か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	国保医療課 (市役所 1 階) 国民健康保険係 TEL 0896-28-6020 後期高齢者医療係 TEL 0896-28-6017
3	医療費の一部負担金の徴収猶予、減免【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	国保医療課 (市役所 1 階) 国民健康保険係 TEL 0896-28-6020 後期高齢者医療係 TEL 0896-28-6017
4	国民健康保険保険料の減免、納付	国民健康保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	国保医療課 (市役所 1 階) 収納係 TEL 0896-28-6019
5	後期高齢者医療保険料の減免、納付	後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	国保医療課 (市役所 1 階) 後期高齢者係 TEL 0896-28-6017

6	介護保険料の減免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	介護保険課 (市役所 2 階) TEL 0896-28-6025
7	自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	社会福祉課 (市役所 2 階) 障がい福祉係 TEL 0896-28-6023
8	国民年金の支給 (1) 【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに支給します。	市民課 (市役所 1 階) 年金担当 TEL 0896-28-6018
	(2) 【障害基礎年金】	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障がいが残った場合などに、一定額を支給します。	
9	市税等の減免、納付	市税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	税務課 (市役所 1 階)
		【市県民税について】	市民税係 TEL 0896-28-6009
		【固定資産税について】	固定資産税係 TEL 0896-28-6025
		【軽自動車税、法人市民税等について】	諸税係 軽自動車税 TEL 0896-28-6010
		【市税の納付について】	収納係 TEL 0896-28-6011

10	子育てに係る負担の軽減 (1) 【育児】 ●児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障がいがある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	こども家庭課 (市役所 2 階) TEL 0896-28-6027
	(2) 【医療】 ●ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。(本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)	国保医療課 (市役所 1 階) 福祉医療係 TEL 0896-28-6017
	(3) 【助成】 ●母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母及び父子家庭の父(20歳未満のお子さんを扶養している配偶者のいない方)や父母のいない20歳未満の子及び寡婦の方が、経済的に自立した生活を目指すために、修学資金、修業資金、生活資金、事業資金などを低利又は無利子で借りられます。 ※ 事前相談必要	こども家庭課 (市役所 2 階) TEL 0896-28-6027
	(4) 【修学】 ●就学援助制度	経済的な理由によって、就学が困難な児童及び生徒について、学用品等の援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。 ※ 在学校にご相談ください。	学校教育課 (市役所 4 階) TEL 0896-28-6045
11	子育て短期支援事業	保護者の病気やその他の理由により、ご家庭におけるお子さんの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設や里親宅にお子さんを預けることができる事業です。0歳から18歳未満のお子さんが対象です。 ※ 事前申し込み必要 ※ 利用料別途必要(条件により無料)	こども家庭課 (市役所 2 階) TEL 0896-28-6027

12	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯や妊産婦等に対し、訪問支援員が居宅を訪問し、家事や育児のお手伝いを行います。0歳から18歳未満のお子さんがある世帯、妊産婦が対象です。 ※ 利用料別途必要（条件により無料）	こども家庭課 （市役所 2 階） TEL 0896-28-6027
13	高等職業訓練促進給付金支援制度	母子家庭の母又は父子家庭の父が就労に有利な資格を取得するために、6ヵ月以上の養成機関に通学する場合、修業期間中の生活費の負担軽減等のため、訓練促進給付金等を支給します。	こども家庭課 （市役所 2 階） TEL 0896-28-6027
14	生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	社会福祉課 （市役所 2 階） 生活支援室 TEL 0896-28-6146
15	市営住宅への入居	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、市営住宅への入居に関する相談に応じます。	建築住宅課 （消防防災センター 5 階） 住宅管理係 TEL 0896-28-6184
16	生活福祉資金貸付制度	失業、生業、病気や修学などで資金が必要であり、他の貸付制度を利用できない方、低所得世帯、障がいのある方がいる世帯及び日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯が利用できる貸付制度です。	四国中央市社会福祉協議会 （福祉会館 1 階） 生活相談支援課 TEL 0896-28-6101
17	商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	くらしの相談センター （市役所 1 階） TEL 0896-28-6143
18	多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	くらしの相談センター （市役所 1 階） TEL 0896-28-6143

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

	相談内容	制度・サービスの内容	窓口
1	精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	保健推進課 (保健センター 1 階) TEL 0896-28-6054 社会福祉課 (市役所 2 階) 障がい福祉係 TEL 0896-28-6023
2	家庭児童相談（子育て総合相談）	専門の相談員が、0歳から18歳までの子どもに関する様々な相談を行っています。家庭相談員や子育て総合相談係が相談を受け、希望により関係機関などへの紹介も行っています。 ※ 事前連絡必要	こども家庭課 (市役所 2 階) TEL 0896-28-6027
3	ひとり親等相談事業	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等で抱えている様々な悩み事の相談相手となり、問題解決のお手伝いやアドバイスをしています。	こども家庭課 (市役所 2 階) TEL 0896-28-6027
4	D V 相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	くらしの相談センター (市役所 1 階) TEL 0896-28-6143
5	住所情報の保護	D V やストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（以下「支援措置対象者」）について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止（住民基本台帳事務における D V 等支援措置）し、支援措置対象者の保護を図ります。	

6	身体障がい	身体に障がいがある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	社会福祉課 (市役所 2 階) 障がい福祉係 TEL 0896-28-6023
7	障がい者虐待	障がい者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がい者虐待の防止の啓発を行います。	
8	高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	地域包括支援センター (市役所 2 階) TEL 0896-28-6147